

第一章 「解放令」前夜の部落の生活

— 丹後の事例を中心に —

今 西 一

本章では、丹後地域における鉢・非人・穢多の幕末・明治初期の生活史や支配形態を明らかにするなかで、一八七一年の「解放令」以後、なぜ非人への差別が圧倒的に「解消」するのに対して、鉢・穢多への差別が残存していったのか、という問題を考えてみたい。

1、丹後地域における部落の概観

丹後の部落(1)の概観を第1表に見る。これらは元穢多の系譜をひく部落のみである。明治後期の数字は、記載もれが多く、一九二〇(大正九)年以降の数字との絶対値の単純な比較はできない。

【指数】

「部落」人口指数(1920年を100とする)				一般町村の人口指数(1920年を100とする)				部落人口比 1920年	
1841年	1902年	(1911年)	1920年	1935年	1890年	1908年	1920年	1935年	*5
	102	115	100	73	} 102	} 109	} 100	} 97	} 3.4
	105	126	100	68					
		98	100	42	} 98	} 99	} 100	} 85	} 1.7
		119	100	81					
	115	70	100	115	} 98	} 104	} 100	} 77	} 1.7
	84	} 104	100	100					
	71		100	91	97	} 101	} 100	} 82	} 5.5
	99	122	100	77					
	88	87	100	98	} 94	} 101	} 100	} 88	} 9.5
	90	121	100	79					
	128	167	100	62	} 103	} 107	} 100	} 99	} 4.1
	46	108	100	117					
	32	85	100	107	} 101	} 103	} 100	} 131	} 9.0
			100	78					
			100		} 89	} 100	} 93	} 2.4	
			100	169					
			100	143	} 52	} 100	} 102	} 2.1	
	72	93	100	131					
	**94	**94	100	109	} 85	} 90	} 100	} 112	} 9.6
		90	100	85					
			100		} 96	} 98	} 100	} 91	} 3.7
			100	85					
			100		} 72	} 72	} 100	} 113	} 2.8
	83	100	100	93					
	66	96	100	102	} 81	} 84	} 100	} 130	} 6.2
	37	80	100	75					
	110		100	124	} 79	} 86	} 100	} 139	} 1.2
	60	87	100	100					
	143		100	214	} 88	} 106	} 100	} 95	} 4.1
		96	100	136					
			100		} 83	} 95	} 100	} 88	} 3.0
			100						
			100		} 86	} 94	} 100	} 79	} 3.2
	**93	**92	100	**98					
	(101)	104	100	71	} 84	} 94	} 100	} 104	} 14.1
	(85)	113	100	73					
		81	100	104	} 90	} 94	} 100	} 94	} 3.4
	69	91	100	124					
		101	100	91	} 85	} 92	} 100	} 105	} 9.0
	66	66	86	100					
		101	96	100	} 82	} 88	} 100	} 101	} 4.4
	79	79	100	97					
			100	140	} 92	} 94	} 100	}	} 3.7
			100	126					
		**78	**88	100	} 92	} 94	} 100	} 83	} 1.3
		102	109	100					
		72		100	} 99	} 99	} 100	} 85	} 4.3
		118	110	100					
		105	**110	100	} 98	} 99	} 100	} 87	} 2.7
			79	99					
			100	65	} 100	} 96	} 100	} 91	} 8.8
			100	99					
			100	79	} 97	} 100	} 100	} 88	} 5.1
			100	99					

第1表 丹後における部落の人口変動

〔実数〕

	1841(天保12)年			1902(明治35)年		
	戸数	人口	一戸平均人口	戸数	人口	一戸平均家族
(1)加佐郡河守町①	6	31	5.17	7	42	6.0
(2)河守町②				7	36	5.1
(3)河東村						
(4)有路上村						
(5)有路下村				6	31	5.2
(6)岡田上村①				13	70	5.4
(7)岡田上村②				6	32	5.3
(8)岡田下村①				19	134	7.1
(9)岡田下村②				7	53	7.8
(10)丸八江村①				5	26	5.2
(11)丸八江村②				6	27	4.5
(12)東雲村				12	53	4.4
(13)余内村				16	95	5.9
(14)中舞鶴町①						
(15)中舞鶴町②						
(16)新舞鶴町①						
(17)新舞鶴町②						
(18)倉梯村				38	251	6.6
小計				142	850	6.0
(1)与謝郡宮津町						
(2)城東村	22	109	5.0			
(3)栗田村	2	33	16.5			
(4)加悦町	39	172	4.4			
(5)岩瀧村	2	19	9.5			
(6)府中村	3	23	7.7			
(7)日置村	3	27	9.0			
(8)養老村①	1	20	20.0			
(9)養老村②						
(10)養老村③						
(11)本庄村						
小計	72	403	5.6			
(1)中郡長善村①	(17)	(86)	(5.1)			
(2)長善村②	(28)	(116)	(4.1)			
(3)五十河村						
(4)周根村	7	72	10.3			
小計						
(1)竹野郡 郷村	12	64	5.3	11	64	5.8
(2)吉野村				9	52	5.8
(3)溝谷村	5	23	4.6			
(4)徳光村						
(5)上字川村						
小計				20	116	5.8
(1)熊野郡川上村				19	113	6.0
(2)海部村				11	41	3.7
(3)上佐濃村				29	203	7.0
小計				59	357	6.1
合 計				221	1,323	6.0

(1) 部落の戸数・人口は、『丹後国村々版籍取調帳』（明治元年、京都府立総合資料館所蔵）（内容は一八四一（天保二）年の『明細取調差出帳』と同じ）、京都府『貧民部落調』（明治三五年、同左）、京都府『旧雑多に關スル調査』（明治四四年と推定）、内務省調『全国部落所在地名簿』（大正廿九年調査）、中央融和事業協会『全国部落調査』（昭和一〇年度）による。一般町村は『京都府統計書』、『京都府統計書』、『国勢調査による（京都府）京都府統計史料集』第一巻（一九六九年参照）。中郡長善村の（ ）内の数字は、『釜山藩支配所町村明細帳』（京都府立総合資料館所蔵）による。一七五三（宝暦三）年三月の数字である。
 *1、（11）の17戸を除く。
 *2、（14）（15）は一九〇二年に分村したので元の村の人口・戸数による。
 *3、（15）（16）も一九〇六年に分村したので同右。
 *4、記載のない町村を除く。
 *5は一九二〇年の一般町村の人口による比率。

9

	〔1911(明治44)年〕			1921(大正10)年			1935(昭和10)年			一般町村の一戸平均家族	
	戸数	人口	一戸平均家族	戸数	人口	一戸平均家族	戸数	人口	一戸平均家族	1898(明31)年	1920(大9)年
7	47	6.7	8	41	5.1	8	30	3.8	5.3	5.5	
8	43	5.4	7	34	4.9	7	23	3.3	5.3	5.5	
10	65	6.5	9	66	7.3	7	28	4.0	5.5	6.3	
19	140	7.4	18	118	6.6	20	95	4.8	4.9	5.9	
5	19	3.8	6	27	4.5	6	31	5.2	4.6	5.8	
26	133	5.1	13	83	6.4	17	83	4.9	4.7	5.1	
			8	45	5.6	7	41	5.9	4.7	5.1	
24	166	6.9	16	136	8.5	20	105	5.3	4.7	5.1	
8	52	6.5	9	60	6.7	11	59	5.4	4.7	5.1	
5	35	7.0	4	29	7.3	4	23	5.8	4.8	5.0	
5	35	7.0	5	21	4.2	2	13	6.5	4.8	5.0	
18	124	6.9	22	115	5.2	23	134	6.1	4.5	5.0	
24	169	7.0	30	198	6.6	35	211	6.0	4.9	5.2	
			48	301	6.3	45	234	5.2	*2(4.9)	4.1	
						10	51	5.1	(4.9)	4.1	
			53	267	5.0	80	450	5.6	*3(5.5)	4.5	
			24	105	4.4	29	150	5.2	(5.5)	4.5	
61	326	5.3	73	350	4.8	79	458	5.8	4.7	4.0	
220	1,354	6.2	353	1,996	5.7	410	2,219	5.4	5.3	4.6	
41	242	5.9	40	268	6.7	48	229	4.8	4.4	4.6	
									5.3	7.4	
7	40	5.7	7	40	5.7	5	37	7.4	4.9	5.9	
30	251	8.4	40	262	6.6	52	268	5.2	4.9	6.2	
6	41	6.8	10	51	5.1	8	38	4.8	4.9	6.1	
			3	21	7.0	6	26	4.3	4.7	4.7	
6	39	6.5	4	45	11.3	9	45	5.0	5.4	5.3	
			2	14	7.0	6	30	5.0	5.9	6.6	
10	69	6.9	10	72	7.2	14	98	7.0	5.9	6.6	
			3	11	3.7				5.9	6.6	
17	—	—	15	72	4.8	12	55	4.6	5.4	6.6	
117	682	*1 5.8	134	856	6.4	159	826	5.2	4.8	5.6	
12	88	7.3	13	85	6.5	12	60	5.0	4.9	5.5	
21	155	7.4	20	137	6.9	20	100	5.0	4.9	5.5	
9	43	4.8	10	53	5.3	7	55	7.9	4.4	5.0	
16	96	6.0	19	105	5.5	18	130	7.2	4.9	5.4	
58	382	6.6	62	380	6.1	57	345	6.1	4.7	5.3	
7	83	11.9	13	97	7.5	16	91	5.7	5.1	6.5	
7	49	7.0	9	51	5.7	4	21	5.3	4.4	5.4	
4	23	5.8	8	29	3.6	4	28	7.0	4.2	5.1	
			6	30	5.0	11	42	3.8	5.4	4.6	
			7	23	3.3	5	29	5.8	5.3	5.9	
18	155	8.6	43	230	5.4	40	211	5.3	4.8	5.6	
19	121	6.4	19	111	5.8	18	101	5.6	4.9	5.4	
			9	57	6.3	13	56	4.3	4.9	5.5	
27	190	7.0	29	172	5.9	25	112	4.5	4.7	5.3	
46	311	6.8	57	340	6.0	56	269	4.8	4.8	5.4	
398	2,558	6.4	649	3,802	5.9	721	3,815	5.3	5.0	5.0	

い。例えば、与謝郡では一八四一（天保一二）年の農村「部落」の戸数・人口がわかるが、府中村・養老村①の部落などは明治期にも存在したはずである。

そこで一九二〇年の調査によると、京都府下の部落数一四七、戸数九八九三戸、人口四万七六九二人とある（同年京都府下戸数の三・六%、人口の三・九%）。同年の丹後の部落数は三六、戸数六四九戸、人口三八〇二人である。部落数の比率では京都府下の二四・五%であるが、戸数比率では六・六%、人口比率では八%である。この数字からも、いかに丹後の部落が零細であるかがわかる。丹後に一村一〇戸前後の零細部落が多いのは、部落の起源が「分村」によるものや、近世に「川守」（渡守）を職業とする部落が多かったためと考えられる（京都府庁『旧機多ニ関スル調査』）。

丹後の部落は加佐郡に最も密集しており、一九二〇年の時点で加佐郡が一七部落、次いで与謝郡の一〇部落、竹野郡の五部落、中郡の四部落、熊野郡の三部落となる。明治後期と一九二〇年の絶対値の比較は危険なので、個別に各部落の戸数・人口指数の変動を見ると、中郡の増加、熊野郡の漸減、加佐・与謝・竹野郡の漸増が目につく。これに比べて一九二〇年から三五年の変化では、与謝・中・竹野郡が漸減、熊野郡が減少しているのに対して、ひとり加佐郡が戸数・人口ともに増加している。より正確に言えば、加佐郡でも余内村・新舞鶴町・倉梯村など舞鶴市に編入されていく都市部で増加している。丹後地域の時期区分をおおまかに言えば、原蓄・産業革命期は漸増漸減の停滞的傾向が強く、一九三〇年代の重工業化の本格的段階では農村部の減少、都市部の増大が顕著になってくる。原蓄・産業革命期が停滞的と言っても、人口の自然増減や流出入は存在しており、明治末から舞鶴市が軍港として拡大するなかで、農村の膨大な過剰人口が、都市雑業層として舞鶴

の部落へ吸収されていったと推測される。

部落の停滞的な過剰人口の存在は、その家族数からも言える。第1表に見られるように、明治後期の一戸平均六人強、一九二〇年の同六人弱は、一般町村の一戸平均家族数より約一名弱多い。なお部落の一戸平均家族数は年次を追うごとに減少していつている。

次に部落の職業構成を第2表に見よう。一九一一年の農業といっても実態は小作農が大半であり、副業として日稼、力役、箒製造、靴製造、履物造などがある。一九二〇年には小作農と正確に答えており、副業としては力役、日稼、車挽、牛馬挽、靴製造、人夫、藁細工、養蚕、棕柶箒、屑物買、土工、鶏売買、皮職などがあげられている。三五年は記述が簡単になり、主業は農業が大半で、副業として日稼、養蚕、藁細工、皮革職などがあげられている。三五年には、主業に養蚕、牛馬商、海軍傭人などをあげている村もある。これらは、牛馬商や海軍傭人・人夫などを除くと、農村雑業や「部落産業」（製靴業、棕柶表製造、皮革職）と言われるものであり、部落の生活が零細な小作制と農村雑業・「部落産業」によって支えられていたことがわかる。また、丹後地域の典型的な近代的家内工業である縮緬業を副業として答えた部落がひとつもないことは、戦後のごく最近まで部落は縮緬業から疎外されていたことを物語っている。

なお一九三九年にまとめられた調査報告書によると、京都府下二七の農村部落、四の「雑業」部落では、一九二五（大正一四）年から三五（昭和一〇）年の一〇年間で、農村部落では移住者の年間平均増加率が〇・二%、「雑業」部落での来住者の年間平均増加率が二・六%となっている。ここからも農村部落からの人口流出、都市部落の人口流入が検証される。

戦前期には、寄生地主制下の人権抑圧、資本主義的労働市場の未成熟などが、部落を小作制度や雑業的労働市場と強く結びつけており、部落の解放を困難にしていた。次節以降では、その近代部落の成立過程を明らかにしてゆきたい。

また部落の全国土地所有状況は、一九二五年で、田二・九反、畑二・二反、耕地平均四・四反、宅地八二坪である。これは三五年でもほとんど変化なく、耕地平均四・四反、宅地八三坪である。そして三五年の自作農家は一六％、自作小作農家三二％、小作農家五二％で、小作地率は七〇〜八〇％にもおよんでいる（一般町村の小作農家率は三八年で二七％、小作地率は同四七％であり、部落は約二倍である）。なお京都府下部落の土地所有は、一九二五年で田三反、畑一・二反、耕地平均四・六反、宅地七五坪である。三五年も耕地平均四・九反、宅地八〇坪と微増するだけである。

同調査報告書の結果を第3表に見る。第3―1表からは、農村部落での人口減少と、他地区の人口増加がわかる。農業人口は、二五年から三五年で五四％から四九％に漸減し、日傭人口が三二％から三四％に漸増しており、三五年でも工業人口は一％、商業人口は五％である。ただし、この調査は先述したように農村部落中心にやられたため、過少な結果しか出ていないことを考慮すべきである。それでも移出者の第一位は他府県であり、商工業への移出が最も多い。他方、出稼者のほとんどは自町村内であり、業種も店員・日傭などが多い（第3―2・3表）。しかし、部落の労働市場の拡大は、通婚圏をも拡大し、部落内の婚姻は男女計で半数弱になっている（第3―4表）。もちろん第二位の他府県からの婚姻と言っても、圧倒的多数は他府県の部落からの婚姻である（「融和事業関係地区人口・資源其他の概況」）。

第2表 部落の職業構成

	[1911年]	1920年	1935年			
			主業	副業	生計	生活
(1)加佐郡河守町①	日稼	小作農	農業	日稼、養蚕	下	
(2) 河守町②	労働、農業	農業、力役、雑業	農業	日稼、養蚕	下	
(3) 河東村	労働	日稼、車挽	農業	薬仕事	下	
(4) 有路上村	農業、日稼	農業	農業、養蚕、牛馬南	日稼	下	
(5) 有路下村	農業	小作農、車挽	日稼	日稼	下	
(6) 岡田上村①	} 農業、労働	牛馬車挽	日稼	養蚕	下	
(7) 岡田上村②		農業	日稼	養蚕	下	
(8) 岡田下村①	農業	小作農、靴造	日稼	薬仕事	下	
(9) 岡田下村②	農業	小作農	小作農	日稼	下	
(10) 丸八江村①	農業	小作農	農業		下	
(11) 丸八江村②	袴製造、力役	小作農	農業		下	
(12) 東雲村	農業	日稼	農業		下	
(13) 余内村	農業、隈物	小作農	農業	皮革職	下	
(14) 中舞鶴町①		人夫	農業	日稼	下	
(15) 中舞鶴町②			農業	日稼	下	
(16) 新舞鶴町①		人夫	日稼	薬仕事	下	
(17) 新舞鶴町②		人夫	日稼	薬仕事	下	
(18) 倉梯村	農業、力役、製靴	自作、小作農	農業、海軍備人	薬仕事	中	
(1)与謝郡宮津町	農業	小作農、労働、薬細工	農業	日稼	下	
(2) 城東村						
(3) 栗田村	農業	農業、日稼、薬細工	農業	日稼	下	
(4) 加悦町	農業	農業、日稼、薬細工	農業	養蚕	下	
(5) 岩瀧村	農業	農業、薬細工、棕招符	農業	細工	下	
(6) 府中村		小作農、薬細工	農業	日稼	下	
(7) 日置村	農業	小作農、薬細工	農業	日稼	下	
(8) 養老村①		小作農、養蚕、日稼	農業	日稼	中	
(9) 養老村②	力役、農業	小作農、日稼	農業	日稼	中	
(10) 養老村③		小作農				
(11) 本庄村	日稼、農業	小作農、日稼	農業	日稼	下	
(1)中郡長善村①	農業	小作農、日稼	農業	養蚕	下	
(2) 長善村②	農業	小作農、日稼	農業	養蚕	下	
(3) 五十河村	日稼、農業	農業、屑物買、土工、薬細工	農業	日稼	下	
(4) 周枳村	農業	農業、屑物買、土工、薬細工	農業	日稼	下	
(1)竹野郡郷村	農業	小作農、薬細工	農業	日稼	下	
(2) 吉野村	農業	小作農、薬細工、牛馬挽	農業	日稼	下	
(3) 溝谷村	農業	小作農、薬細工、牛馬挽	農業	日稼	下	
(4) 徳光村		小作農、薬細工、牛馬挽	日稼	薬細工	下	
(5) 上宇川村		鶏売買、皮職、小作農	日稼	農業	下	
(1)熊野郡川上村	農業	小作農、日稼	農業	薬細工	下	
(2) 海部村		小作農、日稼	農業	薬細工	下	
(3) 上佐濃村	農業	小作農、日稼	農業	薬細工	下	

(1) 史料は第1表に同じ。

前節では穢多の系譜を引く部落の概観を見たが、丹後の被差別民を考える時には、もうひとつの「鉢」(2)と呼ばれる、いわゆる「雑種賤民」の問題をぬきに出来ない。戦後の農地改革まで根強くそれらの人々への差別が残存していた。第4表を見てもわかるように、与謝郡では鉢が一三三戸・六九九人と、穢多の七二戸・四〇三人に対して、戸数で一・八倍、人口で一・七倍の存在である。竹野郡は宮津藩領の二二か村の合計のみで鉢三〇戸・一三四人、穢多三三戸・一六五人と、若干穢多の方が多い。『丹後国村々版籍取調帳』は宮津藩中心の調査であり、他の史料を加えてみると、中郡の鉢は七戸・四九人以上。加佐郡の鉢・茶釜(3)・ささら(4)と言われる「雑種賤民」は二四戸・一一六人(一八〇七年)。他に宮津町に二五戸・一三一人。明治にはいってからであるが、久美浜町に五二戸・二八三人存在したことがわかる。久美浜町の鉢は、『旧穢多ニ関スル調査』のなかに記述されている。もちろん熊野郡には、もっと鉢が存在したはずである。

丹後地域を藩領別に見ると、与謝郡のほぼ全域と宮津町・竹野・中・加佐郡の一部が宮津藩領(丹後六万石、近江一万石)、加佐郡のほとんどが舞鶴田辺藩領(三万五千石)、中郡の石高比率三二%が峯山藩領(二万石)、熊野郡全域と中・竹野郡の一部が天領(久美浜代官所(五万二千石)の支配となる。したがって鉢の存在が最も多いのは、宮津藩領ということになる。

2、鉢の生活とたたかい

第3-1表 京都府下部落の人口変動

年	地域	総戸数	本籍人口	現在人口	増減人口	割合(%)	年平均増減率(千分比)	移出超過数
1925年	農業地区	465 ^戸	2,649 ^人	2,359 ^人				290 ^人
	その他地区	435	2,653	2,295				358
1930年	農業地区	459	2,668	2,322	△ 37 ^人	△ 1.6	△ 3.2 ^人	346
	その他地区	533	2,995	2,538	243	10.6	21.0	457
1935年	農業地区	459	2,674	2,312	△ 47	△ 2.0	△ 2.0	362
	その他地区	561	3,242	2,880	585	25.6	25.6	362

第3-2表 京都府下部落の移出入者(1937年)

	自町村内	自郡内	自府内	他府県	朝鮮	北海道	「満州」	その他	不詳	計	総数
移出者	9%	3%	34%	38%	2%	1%	1%	11%	1%	100%	616 ^人
出稼者	56	5	18	20				1		100	434
移入者		8	12	80						100	107

第3-3表 職業別人口移出状況(1937年)

	農業	工業	商業	交通業	その他	計	総数	
移住者	9%	23%	24%	6%	3%	100%	616 ^人	
出稼者	23	9	15	12	14	2	25	
	店員	徒弟	日傭	女中	女工	芸娼妓	その他	
							計	総数
							100	434

第3-4表 部落の通婚圏(1937年)

	部落内	自町村内	自府内	他府県	計	総数	調査地区
男性	51%		19%	30%	100%	37 ^人	} 5
女性	44	2%	22	32	100	41	
計	47	1	21	31	100	78	

(1) 中央融和事業協会『融和事業関係地区人口・資源其他の概況』(1939年)。

第4表 天保期の鉢・織多の戸数・人口（1841年）

	戸数						
	百姓	(A)水吞	医者	(B)小計	(C)鉢	(D)織多	(E)計
与謝郡 上司村	81 ^{F1}	20 ^{F1}	2 ^{F1}	103 ^{F1}	2 ^{F1}	2 ^{F1}	107 ^{F1}
皆原村	29	7		36		22	58
幾地村	70	30		100	8		108
算所村	39	42	1	81		39	120
後野村	72	104		176	19		195
日置上村	100	10	2	112		3	115
園分村	33	2		35	12	3	50
江尻村	43	80		123	92		215
岩ヶ鼻村	30	24		54		1	55
男山村	95	37		132		2	134
小計	592	356	5	953	133	72	1,158
(与謝郡)合計	5,075	2,266	17	7,341	133	72	7,546
竹野郡 和田野村	76	35		111	8		119
郷村	89	23	1	113		12	125
木津庄中館村	239	136	2	377	4		381
細野村	134	132	1	267	11		278
浅茂川村	87	92	2	181	7		188
成願寺村	54	15	1	70		16	86
溝谷村	59	34	1	94		5	99
小計	738	467	8	1,213	30	33	1,276
(22ヵ村)合計	1,601	843	10	2,454	30	33	2,517
中郡 周枳村	83	82		165		7	172
森下村	62	29	1	92	1		93
*1(善王寺村)				100		17	117
(長岡村)				114		28	142
(安村)				57	6		63
小計				(528)	(7)	(52)	(587)
加佐郡 河守町	124	178	3			6	
**2(野村路村)						5	
(高野由里村)						4	
(由良村)						6	
(大俣村)					*3(1)		
(森村)						1	
(泉源寺村)						(1)	
(小倉村)						(3)	
(大波村)						(1)	
(平村)						(2)	
小計						(24)	
**4(宮津町)	1,833	1,735		2,568	25		2,593
*5(熊野郡久美浜町)						52	

(1) 出典は前掲『丹後国村々版籍取調帳』による。
 (2) *1中郡()の数字は、前掲『峯山藩支配所町村明細帳』による、1753年
 政制度沿革及事蹟調査』1921年、所収の1807(文化4)年の数字。*3()
 謝郡誌』上巻(1923年、1985年復刻版)、409・15頁による。*5久美浜町は、

比率			人口				比率	
水吞(A)/(B)	鉢(C)/(E)	織多(D)/(E)	一般人口(F)	鉢(C)	織多(H)	計	鉢(C)/(H)	織多(H)
19.4%	1.9%	1.9%	462 ^A	12 ^A	33 ^A	476 ^A	2.5%	6.9%
19.4		37.9	162		109	271		63.7
30.0	7.4		477	44		521	8.5	
51.9		32.5	372		172	544		31.6
59.1	9.7		811	104		915	11.4	
8.9		2.6	502		27	529		5.1
5.7	24.0	6.0	184	65	23	272	23.9	8.5
65.0	42.8		586	474		1,060	44.7	
44.4		1.8	271		20	291		6.9
28.0		1.5	585		19	604		3.2
37.4	11.5	6.2	4,412	699	403	5,515	12.8	7.3
30.9	1.8	1.0	34,663	699	403	35,765	2.0	1.1
31.5	6.7		515	40		555	7.2	
20.4		9.6	498		64	562		11.4
36.1	1.1		1,908	11		1,919	0.6	
49.4	4.0		1,226	55		1,281	4.3	
50.8	3.7		889	28		917		3.1
21.4		18.6	305		78	383		20.4
36.2		5.1	405		23	428		5.4
36.6	2.4	2.6	5,746	134	165	6,045	2.2	2.7
34.4	1.2	1.3	11,720	134	165	12,019	1.1	1.4
49.7		4.1	698		72	770		9.4
31.5	1.1		438	13		451	2.9	
		14.5	356		86	442	19.5	
		19.7	464		116	580		20.0
		9.5	252	36		288	12.5	
	(1.2)	(8.9)	(2,208)	(49)	(274)	(2,531)	(1.9)	(10.8)
			1,226		31			
				15				
				34				
				15				
				(7)				
				5				
				(6)				
				(13)				
				(1)				
				(20)				
			(1,226)	(116)				
	(1.0)		9,383	131			1.4	
				283				

の数字。*2加佐郡()の数字は、「族唱=関スル取調」(『維新以前民
 の数字は、ささら、茶釜と呼ばれている人々。*4宮津町は、『京都府与
 前掲『旧織多=関スル調査』による。

第5-1表 宮津藩の賤民戸数・人口

	戸数					比率			
	町	村	(A)鉢	(B)穢多	(C)非人番	(D)計	鉢(A)/(D)	穢多(B)/(D)	非人番(C)/(D)
1774(寛保4)年	10,685 ^F	189 ^F	98 ^F			10,972 ^F	1.7%	0.9%	
1841(天保12)年	13,258	189	118			13,565	1.4	0.9	
1869(明治2)年	13,316	200	118		58 ^F	13,692	1.5	0.9	0.4%

	人口					比率			
	町	村	(E)鉢	(F)穢多	(G)非人番	(H)計	鉢(E)/(H)	穢多(F)/(H)	非人番(G)/(H)
1774(寛保4)年	50,488 ^A	982 ^A	553 ^A			52,023 ^A	1.9%	1.1%	
1841(天保12)年	60,085	980	671			61,736	1.6	1.1	
1869(明治2)年	60,216	1,011	671		275	62,173	1.6	1.1	0.4%

(1) 1774年と1869年は「宮津日記」(永浜宇平編『丹後史料叢書』第9輯)による。1841年は前掲『丹後国村々版籍取調帳』により、宮津町の人口は『京都府与謝郡誌』上巻によって補足した。

第5-2表 明治初年 丹後の賤民戸数・人口

	穢多		非人		鉢打		茶筌	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
宮津藩	162 ^F	949 ^A	58 ^F	275 ^A				
舞鶴藩	150	852	—	—				
峯山藩	60	255	11	55	17 ^F	82 ^A	1 ^F	8 ^A
計	372	2,056	69	330	17	82	1	8

(1) 高橋東山「明治初年各藩□□・非人並其他の人口」(『融和事業研究』第56輯, 1939年) 150頁による。

と答えている。鉢は「茶筌」とも言われており、後述には「一、泉源寺村ささら家数志軒…(略)…村内にては鉢と唱申候」としており、鉢||茶筌||ささらが混同して使われていることがわかる。また鉢は「番人同前にて土間にて取扱」、非人・無縁の者・他所者などが死亡した時には、死体の取り片付けをさせられている。大俣村の記述では、茶筌は「正月元日ニ鳥追ト申ス祝言ヲ唱へ、居村ノ内年ノ内ヲ賞ヒ年礼相勤メ申格式ニ御座候」としている。死体の取り片付け、正月祝言などは非人番の業務であり、鉢は非人番と同様の仕事をしていたと考えられる(中嶋利雄「丹後田辺藩の族唱に関する調査」)。

宮津藩の調査によると、第5-1表のように、近世をとおして鉢は約二〇〇戸・一〇〇〇人前後、穢多の人口比の一・五倍から一・八倍の存在である。有名な第5-2表の高橋東山の統計には、非人番が非人と記載されており、宮津・舞鶴藩の鉢・茶筌の戸数・人口に記載もれがあり(5)、鉢(空也堂系)が鉢打(時衆系)と記載されているが、これによると峯山藩の鉢打(||鉢)は一七戸・八二人、茶筌一戸・八人となる。丹波の園部藩でも穢多九二二人、番非人二三人に対して鉢扣は五人である(『京都府史』旧園部県立序始末 上)。これらに比べて宮津藩の鉢は異常に多かったと言える。

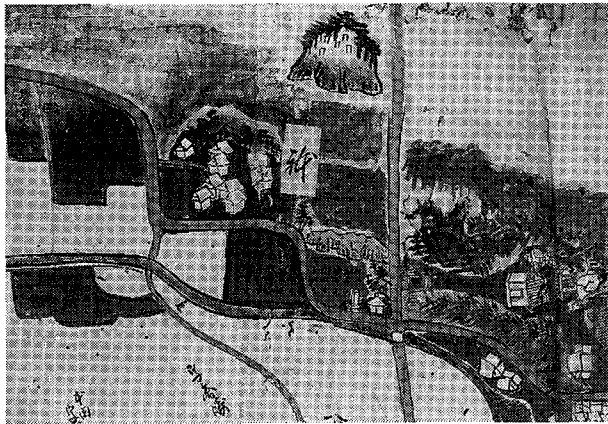
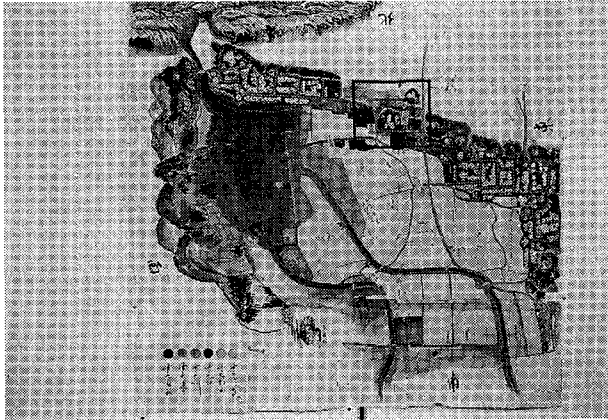
では鉢・茶筌とは何をする人々であろうか。田辺藩の「族唱ニ関スル取調」(一八〇七〔文化四〕年八月二七日)のなかで、「丹後国御領分之内ニ茶筌、鉢屋と唱候者有之。百姓并之者ニ候哉、穢多非人之類ニ有之候哉、人別帳認メ方等委細可被ニ仰聞候事」という藩側の問いに対して、川口村大庄屋は――

一 野村路村水呑、鉢家数四軒外三軒借家御座候。
人数ニ三拾四人男女とも
……(略)……

右村方ニ而ハ鉢と申候、又茶筌とも申者も御座候。縁組ハ勿論神事・会合等ニハ一切交リ不仕候。村方にて挨拶等座敷へハ上ケ不申候。番人同前にて土間にて取扱申候。併し穢多とは違ひ申候。村方にて非人又ハ無縁のもの他所もの等相果候節ハ、鉢ニ為ニ取扱来申候。

一 宗門帳ハ帳末ニ水呑鉢と書上申候。

第1図 近世浅茂川の村絵図



(1)上図□の部分か鉢の枝村である。下図は拡大。

鳥取藩や島根の広瀬・松江藩でも、鉢屋が「巡邏・探偵・追捕」等の非人番と同様の職務に従事していたことが報告されている(原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成』第一巻)。鉢はまた、「京都空也堂極楽院」の支配を受けており、自らも「空也堂の鉢」と称している(中嶋前掲論文)。

竹野郡浅茂川村の鉢の「切支丹宗門并家数人数御改帳」(一八七〇〔明治三〕年三月)を見ると――

- 一 禅宗当家正徳院旦那◎
- 年四十九
- 嫡男廿九
- 女房◎
- 郷蔵◎
- 同宗◎
- 同宗◎
- ……(略)……

とある。浅茂川の禅宗寺院正徳院に属し、穢多のように特定の「穢多寺」に所属していないが、宗門改帳は別帳になっている。また「鉢百姓」(三軒)と「鉢水呑」(四軒)にわけて記載されており、鉢は定住する農民として幕藩権力に掌握されている。同村の鉢の居住形態を第1図に見ると、「鉢」(鉢)の住居は漁村と農村の二つの村落の中間の街道沿いにあり、地理的空間的に一般村から分離し、枝村化していたことがわかる。鉢は、地理的空間的にも差別されていたのである。鉢の枝村が両村を結ぶ街道沿いにあったのは、鉢が刑吏・清めなどの職務を担っていたからと考えられる。

幕末期の鉢の生活とたたかひを知るための格好な史料が、宮津藩の『臨時留』（京都府立総合資料館所蔵）にある。次に同史料を紹介してみよう。まず一八六一（文久元）年四月一六日、宮津藩郡奉行月番松本丹平から後野村鉢の市治・善右衛門に対して――

其方共儀、去ル十八日夜出火之節、風烈敷牛馬喰勝御鑑札者不_レ及_レ申、諸道具持出し候猶豫も無_レ御座、御鑑札焼失仕候段不届ニ付、急度叱り置。

という「申渡」が出されている。ここから後野村の鉢は、牛博勞の鑑札をもらっていたことがわかる。また今日でも、元鉢の村は竹細工を主要な生業とする所が多い。

漁村では、「鯛之儀田畑こやしニ用ひ候ため、干鯛ニいたし候儀可_レ為_レ勝手ニ候得共、御領分のもへ直売いたし候而者不_レ得」（一八五五〔安政二〕年）という御触に対して――

右之外御附札御座候。江尻村犯魚又者鉢共_{（前）}共_{（前）}手製いたし_{（前）}地_{（前）}江持出シ雜穀と交易いたし候……と。江尻村の鉢が禁令を破って「抜け売」していることが報告されている。鯛の抜け売・抜け買は鉢の重要な収入源であったとみえて、一八四七（弘化四）年三月二〇日には、江尻村の鉢浅右衛門

ら一五名に対して――

其方共昨午年三月鯛大漁之節、御料所大嶋村漁師共_{（前）}鯛買取干鯛いたし、同村幸右衛門を_{（前）}話_{（前）}を以当町米屋嘉平治江売払候段、秘売之儀者兼々不_レ相成旨申付候処……（略）……不_レ埒之至ニ候。依_レ之過料錢七百文宛申付候。

と「申渡」されている。翌四八年二月二八日にも、江尻村の鉢半兵衛ら五名が、亀嶋村の漁師文三郎ら二名から「秘買いたし候」として、「過料錢五百文つゝ」を申し付けられている。このように

江尻村の鉢は漁業権を持たず、同村や他村の漁師から鯛を買って干鯛にして宮津町へ売っており、藩の禁令を犯した鯛の抜け売・抜け買を重要な生業としている。

鉢は枝村に居住し、一般村とは「縁組ハ勿論神事・会合等ニハ一切交り不仕」という差別を受けているが、鉢のなかからも一般村との平等化の要求が出されている。一八四五（弘化二）年一月、後野村の鉢惣代善左衛門・善助・徳左衛門・仁左衛門・善右衛門ら五名は、庄屋嘉兵衛ら村役人に対して――

一、村中惣参会にて村役人宅へ行く場合は、鉢も百姓・水呑の末座として参加したい。

但 何事によらず村中へ申達せられたことは鉢にも相談してもらいたい。

一、庄屋が退役となり後役を取極める場合、入札となった時は、鉢の惣代二人も入札したい。

一、村割のことは鉢の惣代二人へも申聞かせてほしい。

という要求を出している。村中惣会・庄屋選出・村割（村費の割付）決定という村政の重要事項への鉢の参加を要求したものである。これは藩へも上訴されるが、「後野村鉢并同村百姓ト列座末座之事ニ付訴訟およひ候。段々吟味致候処下濟ニ而」解決している。結局、後野村の鉢は――

一 札之事

一 村方惣参会ニ而村役人宅江罷出候節、百姓水呑ニ至迄別座いたし、間ヲ置末座之事。

但 何事ニ不_レ寄村中江申達候儀ハ為_{（前）}相_{（前）}可_{（前）}申候。

一 庄屋退役後役取極候節、入札ニ相成候ハ、為_{（前）}惣代ニ式枚入札為_{（前）}致候事。

一 村割之儀為_{（前）}惣代ニ式人江委細申聞候。

として、三要求を勝ち取り、本村と枝村の差別を部分的ではあれ解消している。

このような積極的な事例ではないが、鉢と一般村の農民が交わっていることは、他の記録からもわかる。一八五二（嘉永五）年二月晦日の「申渡」によると、江尻村の鉢弥助ら四人が、田井・江尻村の百姓と賭博の貸金をめぐって喧嘩し処罰されている。しかも、この時の藩からの「申渡」には、「鉢之身分ニ而百姓江参リ」とか、「鉢之身分ニ而汚レ足之儘百姓家ニ上リ」といった差別的言辭が見られる。

鉢と一般農民が飲食していることは、やはり喧嘩の記録であるが、一八四七（弘化四）年五月二六日の男山村茶屋の要四郎への「申渡」に――

其方宅ニおいて当正月廿五日、嶋溝川村刀之助義、居村森三郎、江尻村鉢左七三人酒飲候上ニ而喧嘩いたし……(略)……

とある。牛博労や鯛の抜け売買などによって経済力を持った鉢が、一般村の人々と交わる機会を増したが、藩側は厳しい分断政策をとり続けている。そのなかで、一八四五年の後野村の鉢の村政参加要求とその実現は、鉢の「本村付支配」からの解放闘争として、特筆すべき意義がある。

しかし、解放への道は決して平坦ではなかった。一八五三（嘉永六）年、七月にペリーが浦賀へ来航する年であるが、正月から宮津藩では海岸警備のための「板木并役割鑑札并出入定書」などを制定している。そのなかで三月、国分村の鉢が、「此度御上様夫役諸人足百姓同様相勤度」願いでいる。これに対して出役庄屋は――

古来ハ鉢共ハ鉢分と相分り差別有レ之候儀ニ而、宗門人別御改帳も穢多・鉢ハ別帳ニ相認メ奉ニ差

上候儀ニ有レ之候故、鉢共人足ニ罷出候儀、怎レ恐御上様ニ御差構ひ無ニ御座ニ候と茂、御領分ニおいてハ決而同居・着合ホ得不レ仕旨百姓一同申聞候儀ニ有レ之候間。(算所村「御用帳」嘉永五年)

と厳しく拒絶している。たとえ藩が許可しても、領内において鉢と百姓が同席することはありえない、とするのである。ここでも村落上層部の人々の差別意識が、明瞭にうかがわれる。また海防人夫を志願することによって、「百姓同様」の身分と認めさせようとする鉢の屈折した身分闘争が理解できる。

3、非人番の生活と組織

丹後の非人番の実数については、一八六九（明治二）年の宮津藩の五八戸・二七五人、峯山藩の一戸・五人しかわからない（第5―2表）。ここでも与謝郡が中心になるが、一八八七（同二〇）年の『与謝郡各町村沿革調』（京都府立総合資料館所蔵）を使って、幕末・明治初年の非人番の生活と組織を考えてみたい。

番人(下役番) 一村或ハ二ヶ村ニ名ヲ置キ、盗難賊品ノ探偵ヨリ以テ之ガ捕縛且マタ吟味ニ至ル迄之ヲナサシメ、其重キモノハ番人頭へ護送シ、其軽キモノニシテ不正ニ涉ラサルモノハ庄屋ニ謀ツテ之ガ処置ヲナス。(上山田村・下山田村・須津村)

非人番は一・二か村に一人置かれ、探偵・捕縛の職務を行う。そして番人頭の支配に属してい

る。その番人頭は、与謝郡では――

一 番人宮津杉ノ末町字犬ノ堂ノ傍ヲニ番人頭二名アリ、領分中ノ番人頭ナリ。依テ領分中ノ番人二人以上交番ス。諸事旧藩徒目付ノ指揮ヲ受ク。勤方ハ犯罪人ヲ搜索シ、亦刑事ノ下吟味ヲナスコトアリ。給金ホノ定メ無^レ之各村適宜ノ給与ナリ。(宮津鶴賀町外十五カ町)

宮津杉ノ末町犬ノ堂の傍らに二名いる。その番人頭は、領内の非人番より選ばれ、「郡会所ヨリ之ヲ命ジ、城下ニ居ラシメ、吟味役・御目付役ノ指揮ヲ受」けている。村の犯罪者は、非人番より「番人頭へ引渡シ、番人頭ハ之ヲ御目付吟味役へ引渡ス」(『丹後宮津志』三二六頁)。

村の番人の職務は――

一 番人ハ村ノ中央ニ居宅ヲ与へ尅人ヲ置ク。…(略)…其職務トスル所ハ非人・乞食ヲ警メ、盗賊ヲ捕縛シ及山林・稲番・自身番・辻番等ヲ為セシ也。(石川村・明石村・香河村)

とある。より細かく職務の内容を、「領主法令掟書ノ写」に見ると――

一 旅宿人一泊ニテ立退者多シ。五日十日間ハ不^レ及申ニ三日間ヲスキ滞在スル者アレバ、番人其事柄ヲ又ハ生国何郡何村何々ノ身分ヲタズネ、正^シ數者ナレバ三日間ヲユルン候ナリ。

一 乞食・非人取締番人ガナシタル者ニシテ、乞食・非人トモニ其村エ入込始テ番人ニ届ケ、番人之ユルンヲ受テ家毎ニ喰^ラコウ。届ケズシテ戸口ニ立テ喰^ラコイシ者ハ番人見廻ノ節之レヲ隣村ニライヤリ。非人共行暮一泊ヲコウノ^キハ辻堂ナリニ泊メ置。未明ニ隣村へ送りシナリ。

一 乞食・非人及行旅者ノ死亡アルキハ、番人之ヲ庄屋エ届出デ、庄屋ヨリ代官へ届出、見使^ヲ受其後埋葬シ、其費用ハ其死亡者ノ財産品ヲ売払、不足金相立シ^キハ村入用トシ、過金ニナル

片ハ之レヲ以セキヒ等建テ置シナリ。

…(略)…

一 共有山往古ヨリナシ山林ニハ番人ト唱下役ヲ毎日見廻リ、自分持山ノ外人ノ山林へ入込ミ生木切取り候者ハ、番人門先ニ棒杭ヲ建置其杭ニ捕縛シ三日間又ハ七日間晒シ置シナリ。

…(略)…

一 村内ニ盗賊アル^キハ番人之レヲ捕縛シ、宮津番人頭へ引渡候也。

一 出火アル^キハ庄屋ヨリ直ニ代官所届出、又番人ハ番頭へ届出……。

一 博奕ハ番人取締ヲナシ、博奕取組致シ候者ハ番人之ヲ捕縛シ番人頭エ差出、地頭ニ於テ之レヲ罰セラレシナリ。(同右)

とある。まさしく非人番は刑吏として、藩権力の最末端の治安機能を担っている。しかし、彼らは乞食・非人の死体などの取り片付けをするなどの理由で、町村共同体から不浄視(死穢)され、彼らの生活もまた悲惨であった。宮津では、「別ニ給与スル事ナシト雖モ年末ニ至リ(方)言、初春(大黒舞)ニ出ルニ旧藩戸毎ニ廻ルヲ例トス。之レニ小餅或ハ米ヲ盆載ニテ与フ。領主ヨリハ年々米式俵下賜ス」(宮津鶴賀町外十五カ町)とある。在村では、「其給料ハ村中高割或ハ毎戸ニ付飯ヲ取締メ高割・戸割、庄屋・組頭立会ノ上渡セリ」(石川村・明石村・香河村)とある。非人番給は、わずか年に米一俵か二俵で、家族の生活は物乞いによって支えられている。これらは中郡・熊野郡でも同様である。『中郡熊野郡各町村沿革調』(一八八六〔明治一九〕年)によると――

一 毎村或ハ式三村ニ番人一人ヲ置。番人頭(峯山藩ハ領ハ峯山ニ屯人、町年寄之レヲ命ス。宮津領武人郡会所ヨリ之レヲ命シ、城下ニ居ラシム。久ミ浜支配下ハ久ミ浜人ニ老)之レカ取締ヲナシ、庄屋・組頭之レヲ使役シ町村内ノ警備ヲナサシム。番人ノ□掌ル所ハ不斷受持町村内ヲ巡邏シ非常ヲ警シメ、犯罪人ノ探偵ハ勿論、盜賊・賭博・野荒シ等アレハ之ヲ捕縛シ吟味ヲナシ、重キハ番人頭へ引渡(峯山藩領ハ番人頭ヲ廻リ同心へ、宮津藩領ハ御吟味役御目付頭へ、久美浜ニテハ代官所へ引渡セリ)、輕キモノハ追払ヒ、乞食・諸芸人・諸勸化等受持部内へ立入ルキハ之レカ取締ヲナシ。行旅死亡人病人・死亡人・変死人ホアレハ庄屋ノ指揮ヲ受ケ之レカ取扱ヲナス等ナリ(略)。明治四年番人ヲ廃セラル。

と述べられている。中郡の非人番の生活については、『三重郷土志』に詳しい。同書の「町村沿革調書」によると――

番人ノ給料ハ各村適宜ト雖モ、年一俵ヨリ二俵マデトス。其除ハ毎日飯櫃ヲ荷ヒ長サ百姓二十戸位飯ヲ貰ヒ廻リ、大豆大小麦ノ出来秋ハ勸進ト唱へ各戸ヲ廻リ、五節句等ニハ草履ヲ毎戸人員一人ニ一足ツ、持参シ、其返シトシテ上ハ米七合中以下ハ一合又ハ二三合位遣ス。毎年正月ニハ大黒舞トシテ人形ヲ舞ハシ、太鼓ヲ打チ三味線ヲ曳キ各戸ニ勸進シテ有志ヲ促ス。十二月ニハセキゾロダイトト唱へ各戸ニ勸進ス。家屋修繕建築ハ村中高割ヲ以テス。(略)。明治四年ニ至リ番人ヲ廃シ、五年以來警察署ニ屬ス。(六六四～五頁)

年に一俵か二俵の番人給ではとても生活できないので、非人番の家族には物乞いの「特権」が付与されている。物乞いは、正月の大黒舞や一二月のセッキゾロ(節期候、節候)など非人の芸能

活動と結びつくこともある(6)。しかし、日常的に非人番の家族は――

飯櫃を担ひて受持村内を廻り、中百姓以上各戸を訪問して飯一碗づゝを得て之を常食とす。故に炊立の熱きあり、二夜越しの鍋肌あり、粟飯あり、菜飯ありて混淆雜然番人飯の称即ち起り、今日に至りて二種以上の飯を同櫃に盛るを番太飯といふ。(略)。此の乞巧(こぎょう)に類する慣例の爲めに、(番人は)職務相当の地位を保つ能はず。權威を振ふも品格之れに伴はず。恆に蔑視せられつゝありしは惜しむべき事にして、四民平等の今日尚一般に厭嫌の風あるを認む。(同右、六六五～六頁)

と語られている。非人番の警備範囲が乞場と決められており、物乞いが一般の人々の非人番への賤視と密接に結びついている。

非人番給の支給の仕方が、中郡三重郷ではもう少し詳細にわかる。それを引用すると――
本村三重は中央字大賀に番屋敷を設け安永以前は氏名も不明に属すれども、天明寛政の頃喜平なるもの勤務し、文化文政頃六蔵、天保以來喜助、安政以後太平、維新前後金次相亜で番人たり。其給料は古來年額米三俵、嘉永三戌年より一俵増給することなり。爾來給米年四俵なり。森本(村)は小奥垣の番邸に金治豊蔵等番人を勤め、その給料は盆暮百姓中分以上壹升、其以下五合三合等級に依りて戸別に支給し。谷内(村)と三坂(村)は一人の受持にて谷内小字蟹溝に番邸を構へ、助七嘉助等累代之れを勤め、給料は盆暮五節句長サ百姓一升、中百姓以下五合三合等応分に持ち寄る。(同右、六六五頁)

とある。非人番給は、長百姓が一升、中以下の百姓が五合・三合と等分に依りて支給している様子

がわかる。非人番は、財政的には「村抱え」である。

熊野郡でも同様である。稲葉市郎右衛門の『過渡の久美浜』によると――
非人番は犯罪者の探偵捕亡等悉て町村の警務に従事す。而も身分は極めて賤く平民に伍する能はず。彼等は町村費を以て番人給を受くるの外、毎日午時重なる家に就き一椀の飯を集む。非人番は凡五六ヶ村に一人あり、久美浜にあるものを小屋頭と唱へ、警務上官吏に使役せられ、事ある時は部下を招集することあり。

代官所に属する監獄を牢屋うらやと唱ふ。字糸崎と松ヶ崎の間の山麓にありて其規模狭少なり。牢屋は非人番に管理せしめ囚徒の賄牢番等の事を取扱はしむ。又非人番頭の宅内に留置場あり。(二頁)と語っている。

以上見てきたように、非人番の生活は、「町村の平和」を維持する代償として、町村共同体の扶養によって支えられてきた。だが、そのための家族の物乞いが、非人番への賤視と密接に結びついている。また彼らの組織は、庄屋支配下にもあるが、警察・刑吏などの基本活動は、宮津藩の場合、徒目付―番人頭(宮津)―非人番。峯山藩の場合は、廻り同心―番人頭(峯山)―非人番。天領―久美浜代官所の場合は、代官所―小屋頭(久美浜)―非人番という系列下にある。非人番の下には、非人・乞食が組織されている。非人番は、頭支配かしらの構造をとり、権力の最末端機構としての役割を担っている。

町村の共同体に扶養されていながら、一般の百姓・町人を監視する警察・刑吏活動に従事していた非人番の二律背反的な矛盾は、百姓一揆などの場合に爆発する。有名な一八二一(文政四)年一

二月の文政一揆では、一四日夜「烽起の農民加悦谷、竹野郡は須津峠をこし、伊称浦より文珠の渡しをこし、三方一所に犬堂(いぬどう)へ押しよす」。宮津の役人は、「番人角兵衛に申付、搦取れと下知」するが、群衆は――

纏目請る覚へなし、不屈至極と大にわめきければ、其勢に番人小屋二軒押潰し、跡に火をかけ焼すてたり。夫より犬の堂坂の少し下に番人が荊韭と耕韭と二つありしが是を崩しかぶりにたき……。(『農民蜂起与謝断』『京都府竹野郡誌』所収)

とある。宮津の犬の堂の非人番頭小屋が焼打ちにあっている。民衆の憎悪が、藩権力の末端としての非人番に向けられたのである。

最後に、非人番組織の解体は、維新権力によって推進される。一八六九(明治二)年五月、久美浜町では、次のような告示が出されている。

近來浮浪態之者諸々徘徊致、酒飯或は路用等之無心申懸、強談(やうだん)虚喝を以良民を感し候類有レ之趣に付、召捕方手当之者差出有レ之候得共、村々に於ても兼て申合置右様之者村方江入込候得者、応対中密に村中郡村迄も合函致、早々召捕御役所江差送可レ申。(略)……右の趣村々非人番へも兼々申聞置、合函次第捕方尽力可レ致。……(略)……(『京都府熊野郡誌』九八頁)

維新期の治安の悪さを語っているが、まだ旧幕時代のように浮浪人と犯罪者の取締りは、非人番と村の自衛権に依拠している。しかし、一八七一年に非人番制度を廃止した豊岡県では(8)、「辛未(七一年)十二月及壬申(七二年)二月大蔵省ノ達シニ基キ、(明治)五年二月本県始メテ捕亡吏ヲ置キ、管内ヲ巡邏セシメ」ている。この「捕亡吏巡邏心得」のなかでは、「一 苞首(ほうしゅ)ノ義一切受

間敷事」として、町村や個人からの捕亡吏への「苞苴」(≡贈与)が一切禁じられている(「豊岡県史」制度之部)。物乞いなどが、不正・犯罪と結びつくことを恐れた処置とも考えられる。

非人番の物乞い活動は厳しく禁じられ、隣県の飾磨県では、一八七二年一〇月――

従前非人番廻り方と唱、村町に抱え置候者、所の者より祝儀・不祝儀の節米錢を貰い請け、或は祭礼・一人寄場等にて出店商人より品物又は金錢を取立候様の弊風、兎角平民の所業と懸隔之あり、当節甚だ不都合候ニ付、廃止申付候事。(『兵庫県警察史 明治大正編』一三〇頁)

という達書が出されている。豊岡県では、八五年三月の警察規則発布とともに捕亡吏が廃止され、豊岡県警察部の巡査となり、翌八六年京都府に移管される。

近代天皇制国家は、町村共同体が限定的に保有していた自衛・警察権などの「公共性」を否定し、「公共性」を国家の側が独占するなかで、町村共同体の非人番≡刑吏への扶養義務を禁圧する。そのため非人番は、制度的にも社会的にも、その存立基盤を喪失してゆくのである。これは広域的・行政的な警察をつくるための前提条件でもある。

4、穢多と「本村付支配」体制

舞鶴の田辺藩では、一七四四(延享元)年四月二一日、藩の役人辻新蔵・藤野弥兵衛が立会って、穢多の「諸法度加条」を決定している。同法度には、加佐郡の一三か村・七四人(軒)の穢多が署

名・連判している。

同法度によると、「只今迄てハ仲間頭と申事無_レ之_レくとも、此度新に被_レ仰出_二として、「御支配頭」に行永村の平三郎を任命している。また一七九九(寛政一)年二月には、「御領分之穢多頭」を、やはり「行永村穢多平次郎江申渡_二」している。藩制度上では一七四四年以降、行永村が加佐郡の頭村となっている。同法度では――

一、博奕諸勝負堅_レ仲間敷事。
一、盗賊之筋專_一相守。…(略)…

一、他国他領江罷出_テ候て第一口跡越相慎み、喧嘩口論仕出し他領より付届けに預り、仲間世話ニ相成、諸事八ヶ仲間敷事共仕出し間敷。御領内にて西々且那場越大切に可_レ被_レ用、不届き無礼之働、不口跡堅可_レ相嗜_二事。

として、賭博の禁止、盗賊の逮捕、喧嘩口論の禁止、且那場の問題などを決めている。この他にも、他国者の取締り、「仲間の法例・路場之界」を厳密に守ることなどを決めている(『丹後国行永村外十三村穢多仲間連印状』京都大学文学部所蔵の写本)。

このように穢多頭を決め、その穢多頭のいる村を頭村とし、他の穢多村を支配する制度を「頭村支配」と言う。各穢多の居住は枝村となっており、本村の庄屋と頭村の穢多頭との二重の支配を受けることになる。本村庄屋は年貢・村入用などの側面で(「本村付支配」)、頭村は且那場・刑吏役などの側面で(「頭村支配」)、それぞれ穢多を支配している。

穢多の刑吏役については、前掲の『過渡の久美浜』に次のような熊野郡の例が記述されている。

死刑は字駒犬の刑場にて打首又は獄門^(註)首を執行す。劊手は非人番にて死骸の取扱は穢多を使役せり。扱罪人は白布を以て眼を蔽ひ双手を脊に縛し、地上に穿てる穴に臨みて坐せしむ。脊に青竹を結び付け、穢多其一端を把り、劊手は刀を提て後に立ち、將に打たんとし容易にうたざるを装ひ、まだ〜と唱ふる中首は落ちて前の穴に入る。此時穢多は彼の青竹を強く押し死骸を穴に向けて倒す。獄門は打落したる首級を台に載せ、罪状を記したる札を建て、刑場に曝す。(三〜四頁)

と、封建的刑罰の残忍さが述べられている。穢多は「死骸の取扱」いを、非人番は死刑執行を分担している。穢多はまた、町村共同体の扶養を受けている。峯山では、元日に「掃始」をやる家が多いが、「はぎ始帯・上草履、長岡村字あてひの穢多、前年暮に御家中・旧家之向へは配り候に付、右帯はぎ始に用ひ来り候家共御座候。尤穢多之扶持米少々其節遣し申候」(『風俗問状』)とある。

次に穢多の「本村付」体制の問題を、与謝郡算所村の例で考えてみよう。算所村は、第6-1表に見られるように、地租改正直後の一八七六(明治九)年六月には、有税地反別が四四町四反九畝一四歩である。以後、八〇年が四三町三反八畝二七歩、八二年が四六町八反四畝一七歩である。近世の石高は四九五石余であるが、上田の石盛が一・七石、中田が一・五石を越え、畿内先進地域なみの高さである。しかも上・中田が、反別・石高の六〇〜七〇%の比率である。同村の慶長検地の石高は四〇三・一五石であり、一六八〇(延宝八)年の延高によって四九五・六五八石となった(二三%増)が、上・中田の石盛と比率の高さは、延宝の延高の苛酷さを物語っている。

また算所村は、「粗平坦ト雖地味悪敷、往昔ヨリ困窮村ニテ、承応三甲午年てうざんいたし、村

第6-1表 算所村の土地構成

	1872 (明治5)年			1876 (同9)年		
	石 盛 (A)反 別	(%)	石 高	(B)反 別	増 加 率(%)	
上 田	1, 721 合	(30.2)	172, 508 畝	(34.7)		
中 田	1, 598	(36.7)	193, 875	(39.1)		
下 田	1, 353.9	(23.5)	105, 163	(21.2)		
下 々 田	0, 983.6	(1.0)	3, 334	(0.7)		
田 方 合 計	30, 23. 23	(91.4)	474, 380	(95.7)	38町07畝02歩	
上 畑	0, 984	(5.0)	16, 410	(3.3)		
中 畑	0, 492	(1.2)	1, 944	(0.4)		
下 畑	0, 367.67	(2.4)	2, 874	(0.6)		
畑 方 合 計	2, 86. 04	(8.6)	21, 228	(4.3)	3, 13, 20	
宅 地	—	—	—	—	3, 22, 23	
校 地	—	—	—	—	5, 29	
合 計	33, 09. 27	(100.0)	495, 608	(100.0)	44, 49, 14	

(1) 西原利兵衛『雑誌 明治13年』による。
 (2) 西原家文書については、拙他編『与謝郡算所村 西原家文書目録』を参照。

第6-2表 算所村の戸数・人口変動

年次	本村							人口
	戸数	百姓	(%)	水呑	(%)	医師	(%)	
1841(天保12)年	81 ¹⁾	39 ¹⁾	(48.2)	41 ¹⁾	(50.6)	1 ¹⁾	(1.2)	372 ^A
1855(安政2)年	92							370
62(文久2)年	85							379
63(同3)年	86	39	(45.3)	46	(53.5)	1	(1.2)	*1 380
64(天治1)年	86	39	(45.3)	46	(53.5)	1	(1.2)	*1 378
67(慶応3)年	84							373
68(明治1)年	82	39	(47.6)	42	(51.2)	1	(1.2)	373
72(同5)年	86							338

(1) 1841年は「丹後国村々版籍取調帳」、55年は足立政男『丹後機業史』26頁、
 応四年辰三月 切支丹宗門并家数人数御改帳」、72年は「明治五壬申歳五月改
 (2) *1は「一人行衛不知」とあり、実数379,377人、*2は寺院1戸を含む。

しかし、水呑層の比率が五〇%以上と、一八四一年の与謝郡の比率三〇%余と比べても異常に高い(第4表)が、これは第6-3表に見るよう、縮緬下職などに従事する人口の多さによるものである。農業従事者といっても機屋を兼業している家があり、算所村は村落の五〇%以上が縮緬業に關係している「小工業」村落である。

第6-3表に職業と家族の關係を見ると、農業・絹縮緬業は家族成員の一戸平均が四・五人強であるのに対して、縮緬下職は三人と著しく少ない。これは縮緬下職が、かなり「賃労働者家族」化してきていることを物語っている。これに比べて枝村は四・八人と、その過剩人口ぶりを示している。しかも枝村の「部落」三六戸は、すべて「雑業」層であり、算所村の資本主義的家内工業である絹縮緬業から完全に疎外されている。

本村と枝村との差別は、婚姻や土地所有關係のなかによく現われている。本村と枝村との通婚圏を

本村						枝村			
内男子	(%)	自然増	自然減	社会増	社会減	戸数	人口	内男子	(%)
199 ^A						39 ^F	172 ^A	85 ^A	(49.4)
202	(53.3)					43	185		
203	(53.4)	6 ^A	12 ^A	9 ^A	2 ^A				
201	(53.2)	8	9	4	5				
196	(52.5)								
199	(53.4)	7	11	5	1				
176	(52.1)					*2 36	174	81	(47.0)

62・3年は「文久三年亥三月 切支丹宗門并家数人数御改帳」、67・8年は「慶
 豊岡県管轄第十三大区戸籍 算所村」による。

中人民不_レ殘立除キ申候事(『永代雜誌』)と伝えられており、本村は逃散後の一六五四(承応三)年以降に入居した人々によって作られた村であるが、磯多の「部落」である枝村の起源はよくわかっていない。

算所村の戸数・人口変動を第6-2表に見ると、本村では一八四一年の八一戸が五五年には九二戸となり、六八年に八二戸に減少して、七二年には八六戸へと回復するが、人口はほとんど変化なく、七二年に初めて一〇%余の減少がある。一方枝村は、一八一六(文化一四)年の『御改ニ付 寺社諸色書上扣』によると、磯多家数四八軒、人口二二二人(内男子一一六人)、石高四石余、外に「下作屋敷」高一石四斗とあり、それが四一年には三九戸、一七二人と減少する。しかし、それ以降は戸数では五五年に四三戸、七二年に三六戸と変化しているが、人口では一〇人余しか変化していない。全体に緩慢な変化と言えらる。

第6—4表で比較すると、本村では与謝郡の他の村からの婚姻が六三%とトップであるが、枝村では村内が七三%弱と逆転する。縮緬業の商品取引などによって本村の通婚圏が拡大しているのに対して、枝村の婚姻は閉鎖的である。もちろん本村と枝村の婚姻はなく、枝村の人々が他村の人と結婚する場合は磯多村に限定されている。

階層の分化を第6—5表に見ると、一八六〇年代には、三〇石以上の上位の高持ち層と五石以下の下位の高持ち層との両極分化が進んでおり、五石以下層の石高保有率は低く、零細な土地保有が予想される。枝村はほとんど一石以下の石高保有だけである。

本村の〇石—無高なし—一—三石層の農民のなかにも機屋はおり、土地所有と機業経営との分離が進んでいるが、無高層の圧倒的多数は縮緬下職などに従事している「賃労働者」層である。縮緬職—機屋の中心は、五—二〇石保有の中位の農民である。

枝村の「雑業」層に対して、本村の三石以下層は縮緬下職などの「賃労働者」になっている。しかし、賃労働といっても労働条件は厳しく、丹後上組縮緬社中の「奉公人職人取締規則」（一八七七〔明治一〇〕年一〇月）によると—

……(略)……

一、雇人ノ勝手ニ相休ミ、又ハ病氣ニテ日欠ノ分ハ、給金ノ内ヲ減ズルナリ。且又徒ニ我儘ヲ言
 做シ他へ移ル族ハ、前ノ働分ハ無給金ノ上當結社郎邑ヲ働ラカセ間布事。
 雇入ノ者素ヨリ夜具蒲団ハ持参勿論ノ事。都合ニテ借請タル時ハ、其品相応ノ損料ヲ出サス可キ
 事。

第6—3表 算所村の職業と家族構成 (1872年)

職業	本 村				枝 村			
	戸数	(%)	家族成員数	一戸平均	戸数	(%)	家族成員数	一戸平均
農 業	37 ^戸	43.0	167 ^戸	4.5 ^人				
絹縮緬職	9	10.5	41	4.6				
縮 緬 職	2	2.3	7	3.5				
縮緬下職	31	36.1	94	3.0				
塗物職	1	1.2	4	4.0				
大工職	1	1.2	5	5.0				
木挽職	1	1.2	3	3.0				
鏡磨職	1	1.2	5	5.0				
飭工	1	1.2	5	5.0				
医 者	1	1.2	4	4.0				
瓦 職	1	1.2	3	3.0				
雑 業					36 ^戸	100.0	174 ^人	4.8 ^人
計	86	100.0	338	3.9	36	100.0	174	4.8

(1) 前掲『豊岡県管轄第十三大区戸籍』による。

第6—4表 算所村の通婚圏 (1872・3年)

	村 内	与謝郡	丹 後	その他	計
本 村	20 人	58 人	11 人	3 人	92 人
(%)	(21.7)	(63.0)	(12.0)	(3.3)	(100.0)
枝 村	29	4	5	2	40
(%)	(72.5)	(10.0)	(12.5)	(5.0)	(100.0)

(1) 前掲『豊岡県管轄第十三大区戸籍』による。
 (2) 戸籍に記載された妻・夫の本籍を集計。

第6-5表 算所村の階層構成と機業

石高	1862年		1869年		1868年					
	本村戸数	枝村回	本村戸数	枝村回	機屋数	縮緬機	掛機	他所機	計	
40～50石			1戸		1戸	1機			1機	
30～40	2戸		2							
20～30	4		3		2	2		2	2	
15～20	2		3		3	4	2機		6	
10～15	5		5		4	4			4	
5～10	9		8		6	6			6	
3～5	5		10		4	4	1	1機	6	
1～3	11	1戸	12		3	2	1	1	4	
0～1	23	26	21	28戸	7	8	2	2	12	
計	[25]	?	[16]	?	6	5	2	2	9	
無高率	[86]	?	[81]	?	36	36	8	6	50	
15石以上保有率	[29.1%]	?	[19.8%]	?						
枝村の保有率	41.4		50.4							
入作率	11.2	1.3%	9.0	1.4%						

(1) 1862年の石高は、「文久二年十一月廿日 戊午免割帳」より、1869年の石高は「明治二年十一月廿日 己午免割帳」によつた。()内の金戸数は、「文久三年癸三月 切支丹宗門并家数人数御改帳」と、「慶応四年庚三月 切支丹宗門并家数人数御改帳」によつたため、それぞれ一年間のスレがある。1868年の機屋数他は、足立政男『丹後機業史』(1963年)104頁の表によつた。

就業ノ間ニ休息ハ朝八時ト午後二時頃ノ兩度、線香三分ノ巻ニ限ル。昼飯休ハ線香巻本ヲ度トス。且又夜業ハ該村ノ究ヲ以テ終業トスル事。(足立前掲書、七〇頁)

とある。病気で休んでも減給され、他の働き場所に移れば未払いの給金は払われず、夜具蒲団まで持参しなければならぬ。一日の内休息は、午前中が八時で、午後が二時の二回しかなく、しかも線香三分の一の時間しか休めない。午前八時が第一回の休息というのは、いかに早朝から働かせられていたかがわかる。昼食も線香一本分で、夜業の終了規定もない。全くの無権利状態である。

賃金は、一八六四(元治元)年で「日雇 男女不_レ限一日に付式匁五分」とあり、掛機が一疋六匁である(『機方永代記録帳』住谷悦治『丹後機業の構造分析』所収、二九二頁)。日雇の奉公人が年間二五〇日働いたとして六二五匁、これを算所村の一石の米価二一七匁で換算すると三石弱になる。機一台の年間生産高は一三〇～一四八疋である(足立前掲書、五三頁)から、掛機で年間一三〇匹の賃機をしたとして三・六石になる。日雇も賃機も年間三石前後の収入であるが、これは幕末期の畿内先進地帯と同水準であり、男女同一賃金が実現している点でも先進地帯なみである(中村哲『明治維新の基礎構造』)。しかし丹後でも、慶応から明治初年にかけて米価は二～五倍に上昇しており(『岩屋村誌』四二〇頁)、賃金上昇が追いつかずに実質賃金が切り下り、難渋人が大量に発生している。

枝村の穢多たちは、この資本主義的家内工業への参加さえ許されず、小作や雑業に従事している。だが、幕末期の穢多たちの生活にも変化が生まれている。算所村の『免割帳』を見ると、一八五三(嘉永六)・一八六二(文久二)・一八六九(明治二)年の枝村の穢多たちの石高保有は、

二、三の人が入れ替るのみでほとんど変化しない(第6―5表)。ところが、第2図に同村の地主(一八五三年村内地主二六人・村外地主五人、六九年同二九人・同四人)への枝村の小作人の小作米納入額を集計すると、すでに五三年に一〇石を越える小作料を納入している小作人がいる。五三年と六二年を比較すると、大半の小作人の小作米納入額は変化していないが、急激に半減したり上昇したりしている家もあらわれている。

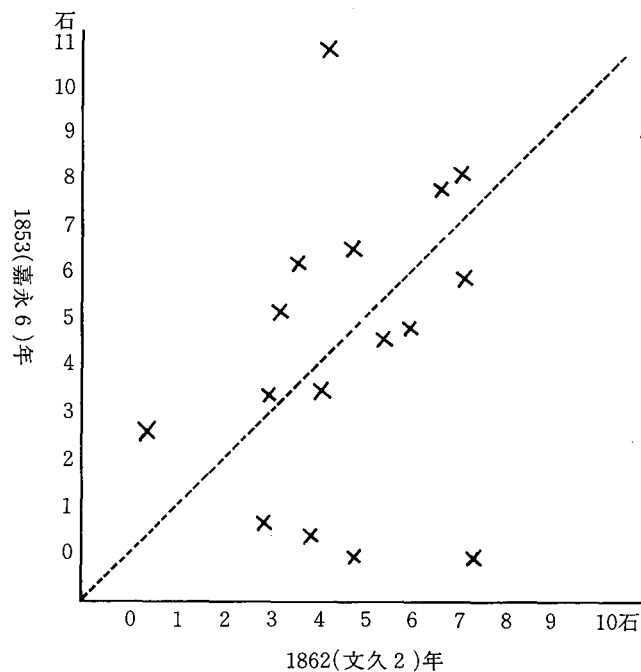
このように幕末期の枝村は、地主制のなかに深く組み込まれ、本村庄屋の年貢支配から本村地主による小作人支配へと、支配の重点が移行していった。しかし、穢多が零細な皮田高のなかで、小作地経営の拡大という形ではあるが農業経営に進出していることは評価しなければならぬ。もちろん耕作権の不安定さや高額小作料という点での差別が存在したことは、十分に予想される。

5、おわりに——「解放令」以後

上記のような鉢・非人番・穢多の生活とたたかいのなかで、一八七一(明治四)年八月二八日、「穢多非人等ノ称被ノ廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事」という太政官布告が公布される。いわゆる「解放令」である。

「解放令」は、穢多の頭村や非人番の頭支配を否定して、府県―大区―小区という中央集権的な

第2図 算所村の枝村小作人の小作米納入額



- (1) 『丑年免割帳』・『丑之御年貢納帳』(1853年),
『戌年免割帳』・『戌之御年貢納帳』(1862年)による。
(2) 確実に枝村の住民とわかる者のみ集計。

地方行政をつくることに結果した。穢多の本村と頭村の二重支配、非人の番人頭―非人番―非人という頭支配が否定されたのである。とりわけ非人番の場合は、少人数で個人身的に番人頭に支配されていた頭支配が否定され、捕亡吏(↓巡查)機構が整備されるなかで町村共同体の扶養義務も否定され、「町村の警察」から「国家・社会の警察」へと変貌するなかで、その存立の基盤を失っていったのである。したがって非人は、町村社会へ各自が個別分散的に「解消」してゆく場合が多い。もちろん元非人への賤視が残存したり、都市部のように非人小屋が集住して枝町の構成をとっている場合は、「非人部落」として差別されることがある。

一方、穢多や鉢の場合は、頭村はなくなっても本村―枝村の慣行や本村地主の支配は残る。そのうえ人口の流出は鈍く、婚姻圏も狭くて「閉ざされた土地」として差別は残る。しかし、「解放令」は彼らに、新しいたたかひの条件を与えている。中郡善王寺の元穢多村では、一八七一(明治四)年の「四民同権ノ御制発布」後、「従来平民ハ百姓某ト呼ビ、村大庄屋等ノ如キ領主ニ特別功勞アル者ニ非レバ苗字ヲ用フルコト能ハズ」が、「今度、当長谷部落内ニ左ノ姓氏ヲ立ツ」として、二〇の姓を称呼している。そして――

既ニ姓氏ヲ立テ役場へ具申シ、各自所有ノ土地・山林ノ台帳各所有主名義ノ上ニ、各自ノ定メ附ケタル苗字ヲ附記サレンコトヲ前以テ願出アリ。既ニ戸長役場ニ於テハ其義ヲ承知シ置キナガラ、故意ヲ以テ当部落人民ノ苗字ヲ削リ、広沢姓ヲ除クノ外ハ人民ニ届出ナキ者ノ如ク致シ、当部落内人民ノ一度ビ聖恩ニ由テ得タル権利ヲ奪ヒテ、又モト昔ノ如ク苗字ナキ身分トナレリ。

一度届け出た苗字を戸長が勝手に削り、「地字ノ総名タル長谷ヲ付ケ、悉ク長谷某、ト記

入」するといふ暴挙を行ったのである。そこで――

人民ノ苗字ヲ取り上タル上、土地ヲ買フコトヲ許サザラントシ、尚其ノ上、当村人民ガ祖先伝來所有セシ土地ヲ残ラス本村ニ買収セシメント助力シ、本村ノ役人等ハ長谷村人民ニ土地買収ノ交照ヲナシタルコトアリシモ、当部落人民土地所有者ハ、地券状裏面ニアル政府ノ法令中、日本帝國ノ人民ハ土地ヲ所有スルノ権利ヲ有ス、外國ノ人民ハ日本帝國ニ於テ土地ヲ所有スルノ権利ナキモノトス、トノ法文ヲ楯トシ、アクマデ強抗シ、遂ニ之ヲ論破シタリ。尚、苗字ノ件、強談ノ結果漸ク姓ニ決ス。

この苗字復活闘争は、部落民の土地売買を許さず、本村地主による枝村の土地買収に助力しようとした戸長に対する闘争であり、善王寺の部落民は一八八三(明治一六)年、「九家、無手数料ニテ復姓」を勝ち取っている(浄善寺文書、京都部落史研究所『京都の部落史6』所収)。彼らは「解放令」による「四民同権」を楯に苗字を呼称し、地租改正による土地所有権を楯に本村地主の土地買収に抵抗したのである。近代部落民の闘争の開始と言える。

なお善王寺では、一八七七(明治一〇)年三月、「部落内有志共同シテ、学校ヲ設ケ、浄善寺本堂ヲ教場トナシ、子弟ノ教育ヲ始」(同右)めたが、一九〇〇(同三三)年四月には、石岡新助外二二名が、高崎親章京都府知事に対して――

本郡に於てハ平民同様杯に御並意は只有名無実にして是実施に非ずと申。我等戸数の銘々、古来より今に至るも穢れ賤しき者と称へ、圧制擯斥せられ、御一新以来三十余年の年月を経過するも未だ御仁沢に浴し、同村学校内に於て平等の教育を受ける場合に致らず。…(略)…何卒特別

の御詮議を以て、責めては男子たりとも平等の学校に進み候様、願意御採用被^(マ)下度。と願ひ出ている。京都府は、塩崎視学を派遣して、「一般学齡児童と共に就学する様取計」っている（『京都日出新聞』明治三年五月三日、『丹後新報』同年五月六日）。部落立学校を廃して、教育の「機会均等」を勝ち取ったのである。

私たちは、「解放令」が幕末以降の人民の闘争によって勝ち取られたとか、また逆に「解放令」が一片の紙切れにすぎないとする議論には反対である。しかし、幕末以来の鉢の「本村付支配」に対する闘争や、非人番組織の弛緩、穢多の農民化などが、幕藩体制の身分団体^{ダイレイキ}を介しての地域的・職分的な支配から、近代天皇制国家の中間的身分団体を排しての直接的な行政的・公法的な支配への歴史的転換の前提のひとつであったと考えている。明治町村制の確立過程での部落問題は、事後の課題としたい。

- (1) 近代以前の部落には括弧を付けている。
- (2) 鉢屋、鉢叩（扣）とも呼ばれ、茶筥・ささらなどは別称である。山陰地方に分布する被差別民である（三浦圭一他編『部落史用語辞典』柏書房、一九八五、参照）。
- (3) 主に中国地方に分布する被差別民で、山陰地方では鉢屋・鉢叩と呼ばれている。茶筥・鉢屋は、京都の空也堂の門徒で、念仏して茶道具の茶筥を売り歩く鉢叩を源流とするといわれている（同右）。
- (4) 中世芸能に使用された楽器の名前から、その楽器を使う雑芸能者を呼ぶ。近世では説教者を呼ぶ例が多いが、在地の操り・すもう・歌舞伎などの興行に従事する者もいた。また、芸能の伝承が消滅しているにもかかわらず、「ささら」という名のみが被差別民の地方名称として使われていた地域もあった（同右）。

- (5) 同統計の非人・「雑種賤民」の戸数・人口は、とりわけ過少に集計されている。
- (6) 大黒舞とは、一月「二日・七日・十五日」、當町番非人之者共、土人形のごとき大黒小槌と扇子を手を為^レ持衣類を着せ、三味線・太鼓・堤琴之類をもつて囃子市中家中を舞あるき申候」（丹後峯山領『風俗問状』一八一六〔文化一三〕年、京都府立総合資料館所蔵の写本による）とある。節期候とは、一二月一日、「番非人之者せきそと申、兩人頭に笠の輪え裏白をさし、扇子に而囃子を取り、何か目出度よふ成事を申家毎相廻り候に付、少々宛米差遣申候」（同右）とある。
- (7) 沖浦和光（『日本民衆文化の原郷』解放出版社、一九八六、他）などは、賤民の芸能活動を異常に高く評価するが、彼らの芸能が、物乞いのための芸能というネガティブな側面をもっていたことを忘れてはならない。
- (7) 非人番の刑吏としての義務の厳しさについて一、二の例を示す。一八三六（天保七）年の「宮津山王社家日記」（『日本都市生活史料集成 四』所収）によると――
 （六月）八日 雨天。犬之堂番人之子、所々にてぬすみ致、福智山にて召取れ番所江引渡候所、親角兵衛昨冬より籠に入候江、又候入候ては他所江面目なく思ひ夜分伯父嘉兵衛、兄藤兵衛兩人にて絞ころす。（四二三頁）
 とある。翌三七年一月には――
 十二月天氣続、河原町船頭友八と申者、兄弟三人にてむすみいたし、藏十八戸前やぶり候事相知る。番人角兵衛おいも同類にて、是は番人方にてせめころす。（四三四頁）
 とある。

非人番のなかでは、このような私的制裁も黙認されていたようである。
 (8) 丹後地域は、一八七一(明治四)年の廃藩置県によって豊岡県に編入され、七十六年八月、豊岡県を廃して京都府へ編入される(『地方沿革略譜』)。

〈参考文献〉

- 朝尾 直弘「幕藩制と畿内の『かわた』農民」(『新しい歴史学のために』一六〇号、一九八〇年)
 同 右「近世の身分制と賤民」(『部落問題研究』六八輯、一九八一年)
 足立 政男『丹後機業史』雄渾社、一九六三年
 稲葉市郎右衛門『過渡の久美浜』一九二三年
 同 右『京都府熊野郡誌』京都府熊野郡役所、一九二三年
 今西 一「農地改革期における農村構造の変貌と農民運動」(『部落問題研究』六三輯、一九八〇年)
 同 右「大和における一老農の生涯」(同右、七四輯、一九八二年)
 同 右「形成期天皇制国家と農民闘争」(『部落史の研究 近代篇』部落問題研究所、一九八四年)
 今西一・菅原憲二「与謝郡算所村 西原家文書目録」(『丹後郷土資料館収蔵資料目録』第二集、京都府立丹後郷土資料館、一九八四年)
 京都府竹野郡役所『京都府竹野郡誌』一九一五年
 京都部落史研究所『京都の部落史6 史料近代I』一九八四年
 鈴木 良「日本近代史研究における部落問題の位置」(『歴史評論』三六八号、一九八〇年)
 住谷 悦治『丹後機業の構造分析』京都府労働経済研究所、一九五二年

- 中央融和事業協会『融和事業関係地区人口・資源其他の概況』一九三九年
 中嶋 利雄「丹後田辺藩の族唱に関する調査」(『部落問題研究』八輯、一九六一年)
 同 右「宮津山王社家日記」(『日本都市生活史料集成 四』学習研究社、一九七六年)
 永浜 宇平『三重郷土志』京都府中郡三重郷土志刊行会、一九三二年
 同 右『京都府与謝郡志(上)』京都府与謝郡役所、一九二三年
 同 右『丹後宮津志』与謝郡宮津町役場、一九二六年
 同 右『丹後史料叢書』第二・九輯、一九二七年
 同 右『加悦町誌』与謝郡加悦町役場、一九三一年
 同 右『岩屋村誌』与謝郡岩屋町役場、一九三一年
 畑中 敏之「近世後期における『かわた村』の動向」(『部落問題研究』五一輯、一九七六年)
 同 右「近世村落社会と『かわた村』」(脇田修編『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年)
 原田伴彦・上杉聰『近代部落史資料集成 第一巻』三二書房、一九八四年
 松岡秀夫・松田久和「非人番」研究ノート(西播地域皮多村文書研究会編『近世部落史の研究 上』雄山閣、一九七六年)